

## 電気通信大学電気通信学部履修規程

平成20年 4月 1日

改正

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学学則(以下「学則」という。)第72条の規定に基づき、電気通信学部の教育課程及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目及び単位数並びに学期別週授業時間数)

第2条 学則第62条の規定に基づく授業科目及び単位数並びに学期別週授業時間数は、別表1のとおりとする。

2 前項の場合において、量子・物質工学科の昼間コースにあつては、物理・量子工学コース及び物質・生命情報工学コースにより履修するものとする。

3 第1項の授業科目には、英語を用い、かつ本学と学生交流を含む国際交流協定を結んでいる大学から受け入れを行っている特別聴講学生が受講できる授業科目を、国際科目として置く。

4 国際科目について必要な事項は、別に定める。

(卒業所要単位)

第3条 学則第74条の規定に基づく卒業所要単位は、別表2のとおりとする。

(授業時間割)

第4条 授業時間割は、学年又は学期の始めに公示する。

(履修申告)

第5条 学生は、学年又は学期の始めに、履修しようとする授業科目を申告し、当該授業科目担当教員の承認を得なければならない。

(履修制限)

第6条 授業科目によって、あらかじめ修得を必要とする授業科目を指定することがある。

(夜間主コース学生の履修特例)

第7条 夜間主コースの学生が学則第68条の規定により、昼間コースに開設される授業科目を履修する場合は、当該学科等が指定した科目であれば単位を修得できる。

(試験)

第8条 試験は第5条の規定によって承認を得た授業科目について、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては、適宜の時期に行うことがある。

2 授業科目によっては、平常の成績考査をもって試験に替えることがある。

3 試験の時間割は、その都度公示する。

(受験制限)

第9条 一つの授業科目の出席時間数が、その総授業時数の3分の2に達しない者には原則としてその授業科目の受験を認めない。

(追試験、再試験)

第10条 病気その他やむを得ない事情で試験欠席届を提出した者については、追試験を行うことがある。

2 再試験は行わない。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為をした者は、学則に基づく処分を行い、併せて当該学生に係るその学期の全履修科目の成績を無効とする。

(2年次終了時審査)

第12条 2年以上修業した者に対し既修得単位について審査する。

2 前項の審査に合格するためには、別表3に定める授業科目の単位を修得していなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、昼間コースにあっては1科目、夜間主コースにあっては1科目又は2科目不足の場合は、仮合格とすることがある。ただし、第14条に定める卒業研究に着手するためには別表3に定める授業科目の単位を修得していなければならない。

(マレーシアとのツイニング・プログラムにより2年次に編入学した者の2年次終了時審査に関する特例)

第13条 マレーシアとのツイニング・プログラムにより2年次に編入学した者(以下「ツイニング・プログラムによる編入学生」という。)は、別表2に定める授業科目のうち、学科専門科目については審査対象科目としない。

(卒業研究着手条件)

第14条 卒業研究に着手するためには、次の各号の全てに該当しなければならない。

(1) 2年次終了時審査に合格していること。

(2) 3年以上修業していること。

(3) 別表4に定める条件を満たしていること。

(卒業研究着手条件に関する特例)

第15条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、卒業研究の着手を認めることがある。

(1) 前条第1号及び第2号の条件を満たし、別表4に定める条件について1科目不足で、かつ、卒業所要単位のうち別表5に定める学科指定の単位以上を修得している場合

(2) 2年次終了時審査に不合格となった者で、その後同一年度内に別表3及び別表4に定める条件を全て満たし、卒業所要単位のうち、別表5に定める各学科指定の単位以上を修得し、かつ、前条第2号を満たしている場合

(卒業研究着手条件に関する特例による2年次終了時審査の合格)

第16条 前条第2号を適用した場合には、2年次終了時審査は遡って合格とする。

(卒業研究着手申告)

第17条 卒業研究に着手しようとする者は、題目、計画等を申告し、所属学科長及び指導教員の承認を得なければならない。

(特別編入学生の単位認定及び履修方法に関する特例)

第18条 高等専門学校、短期大学、大学又は学則第48条第2号に規定する専修学校(以下「高等専門学校等」という。)を卒業した者若しくは大学に2年以上在学し、所定の

単位を修得した者で、本学に特別編入学を許可された者(以下「特別編入学生」という。)の高等専門学校等において履修した授業科目及び単位については、別表6「履修単位の認定基準」により審査の上、その一部を本学に開設する授業科目及びその修得単位数として認定する。

- 2 特別編入学生が卒業研究に着手するためには、第14条の規定にかかわらず、当該学科に1年以上在学し、別表4に定める単位を修得していなければならない。この場合、同表中総合文化科目の人文・社会科学科目については、「10単位」とあるのを、「8単位」と読み替えるものとする。
- 3 電子工学科の特別編入学生にあつては、「コンピュタリテラシー」は卒業研究着手の条件には加えず、専門基礎科目の修得単位数は、昼間コースでは「27単位」とあるのを「25単位」と、夜間主コースでは、「26単位」とあるのを「24単位」と読み替えるものとする。
- 4 第15条第1号の規定に該当する場合は、卒業研究の着手を認めることがある。
- 5 特別編入学生については、編入された年次に該当する履修規程を適用する。

(マレーシアとのツイニング・プログラムにより2年次に編入学した者の単位認定)

第19条 ツイニング・プログラムによる編入学生の入学前に修得した授業科目及び単位については、審査の上、その一部を本学に開設する授業科目及びその修得単位数として認定する。

- 2 ツイニング・プログラムによる編入学生については、編入された年次に該当する履修規程を適用する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。